

I 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 15,533	千円 6,219,303	千円 382,814	千円 891,486	% 14.3	% 15.8

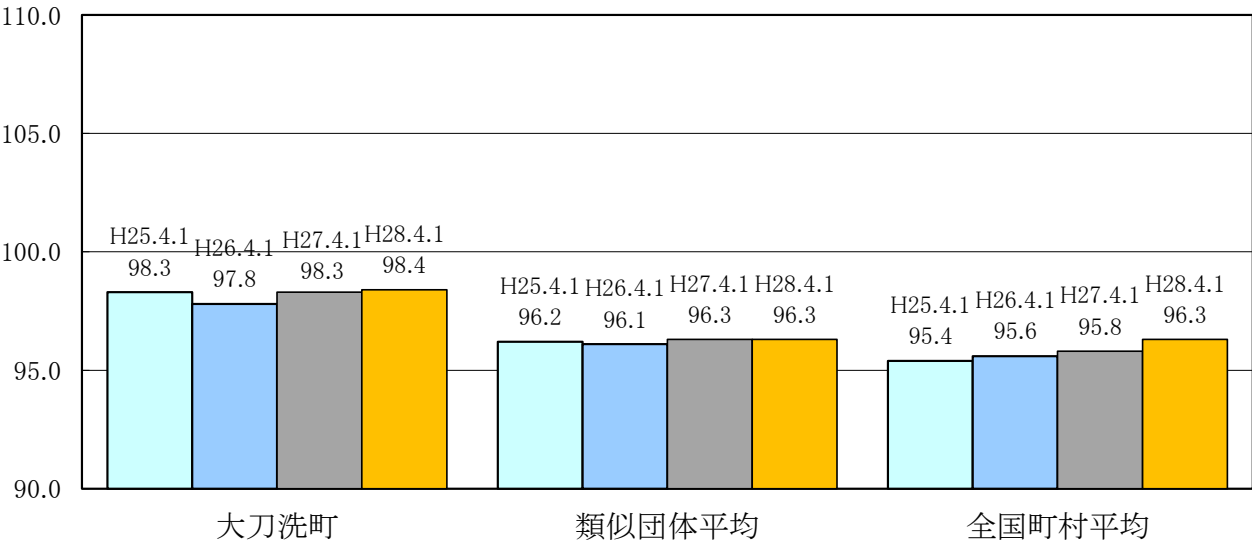
(注)人件費には、町長等の特別職、町議会議員等に支給される給料・報酬及び一般職職員に支給される給料等が含まれる。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 74	千円 289,351	千円 51,452	千円 113,784	千円 454,587	千円 6,143	千円 5,602

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し	
給料表の改定実施時期	実 施 内 容
平成28年4月1日	国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げを実施。また激変緩和のため、5年間(平成33年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し
(支給割合) 国基準0%に対し、大刀洗町においても0%。
(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %
大刀洗町の支給割合	0 %	0 %	0 %

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大刀洗町	39.6 歳	302,500 円	367,909 円	328,132 円
福岡県	43.0 歳	331,300 円	426,380 円	369,121 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.6 歳	307,088 円	353,782 円	329,459 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
大刀洗町	*** 歳	1 人	*** 円	*** 円	*** 円	—	—	—
給食調理員	*** 歳	1 人	*** 円	*** 円	*** 円	調理師	42.7 歳	235,100 円
福岡県	54.8 歳	623 人	333,900 円	395,029 円	361,871 円	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	—	—
類似団体	48.8 歳	9 人	287,016 円	310,283 円	297,782 円	—	—	—

区 分	参 考			
	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C/D
大刀洗町	***	*** 円	3,094,300 円	***
給食調理員	***	*** 円	3,094,300 円	***

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は、個人の特定を避けるため、平均年齢、平均給料月額等の欄をアスタリスク(*)としている。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		大刀洗町		福 岡 県		国	
一般行政職	大 学 卒	176,700	円	183,300	円	176,700	円
	高 校 卒	149,000	円	149,000	円	144,600	円
技能労務職	高 校 卒	149,000	円	—	円	—	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	278,700 円	379,800 円	384,900 円	399,400 円
	高 校 卒	247,900 円	335,600 円	330,700 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

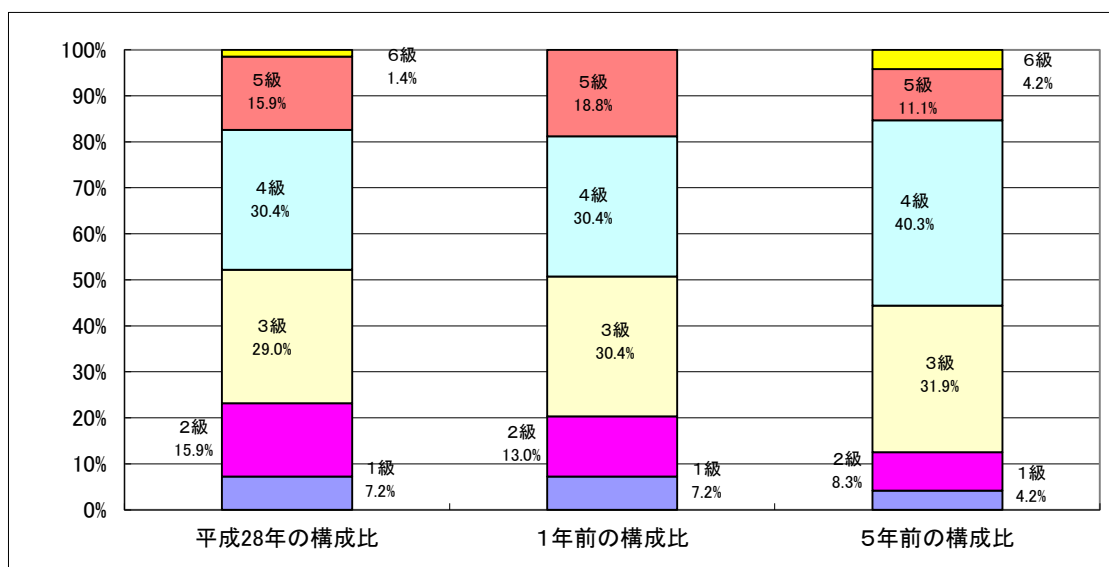
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額(円)
6 級	理事	1 人	1.4 %	317,000 円	410,000 円
5 級	課長、企画監及び参事並びに主幹	11 人	15.9 %	286,200 円	394,800 円
4 級	係長及び主任主査	21 人	30.4 %	259,900 円	387,300 円
3 級	主査	20 人	29.0 %	226,400 円	348,800 円
2 級	主任主事	11 人	15.9 %	190,200 円	303,000 円
1 級	主事	5 人	7.2 %	140,100 円	246,100 円

(注) 1 大刀洗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	大刀洗町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大刀洗町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,455 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,590 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	大刀洗町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

大刀洗町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	20,780 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			134 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			134 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市(県庁)	5.20 %	1 人	10.00 %
大刀洗町	0.00 %	0 人	0.00 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			98.4
(ラスパイレ指数)			(98.4)

(注)地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	従事した職員	防疫作業等	0 円	日額 1,000 円
災害出動手当	従事した職員	災害活動等	0 円	日額 500 円
火災出動手当	従事した職員	消火活動等	0 円	日額 500 円
行旅病者死体処理手当	従事した職員	遺体処理等	0 円	1件 1,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	23,949 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	352 千円
支給実績(平成26年度決算)	23,372 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	343 千円

(注)職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者以外の扶養者・・・6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目・・・11,000円 16～22歳の扶養親族・・・5,000円加算	同		9,215 千円	271,029 円
住居手当	借家・借間の支給限度額・・・27,000円	同		5,687 千円	258,500 円
通勤手当	交通機関等利用者・・・運賃相当額 (ただし、限度額55,000円) 交通用具使用者・・・2,000円～31,600円	同		4,472 千円	65,764 円
管理職手当	総務課長・・・50,000円 理事、他の課長、事務局長、企画監・・・41,000円 参事・・・33,000円	同		7,857 千円	523,800 円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	793,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	617,000 円	850,000 円／	543,200 円
報 酬	議 長	341,000 円	375,000 円／	230,000 円
	副 議 長	271,000 円	310,000 円／	180,000 円
	議 員	241,000 円	290,000 円／	157,000 円
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)		
	副 町 長	2.60 月分		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長	2.60 月分		
	議 員			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	793,000円×(510／100)×4	16,177,200 円	任期满后
	備 考	617,000円×(300／100)×4	7,404,000 円	任期满后
		福岡県市町村職員退職手当組合理由による。		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

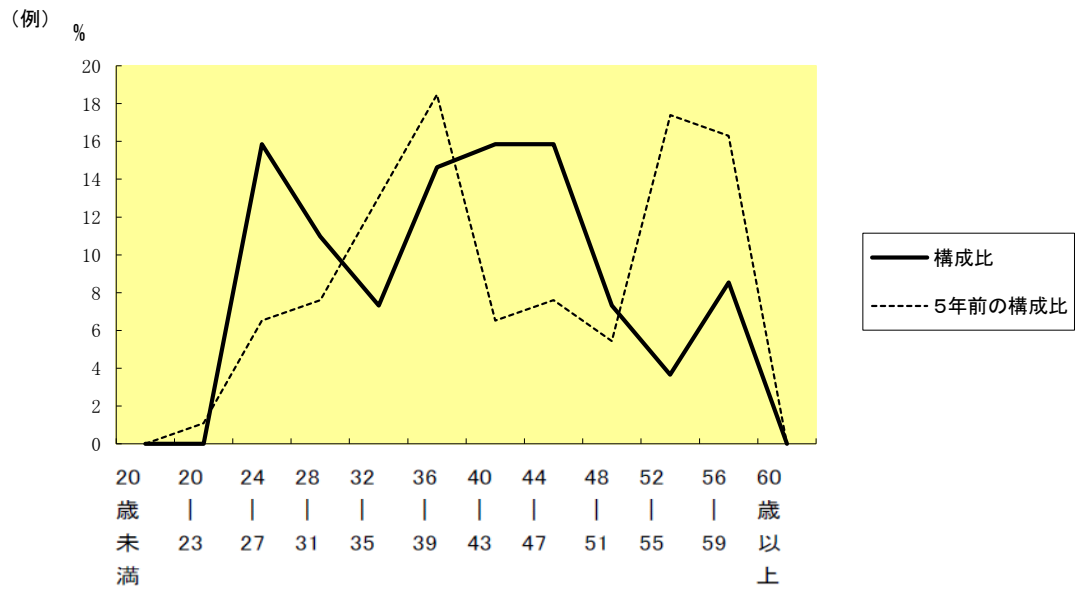
（百万円）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	事務の見直しによる減(△1)
		総 務	24	23	△ 1	
		税 務	7	7	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工	1	1	0	
		土 木	7	7	0	
		民 生	11	11	0	
		衛 生	5	5	0	
		計	62	61	△ 1	
		教 育 部 門	12	11	△ 1	事務の見直しによる減(△1)
	小 計	74	72	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.63 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	2	2	0	介護保険広域連合への派遣による増(1)	
	そ の 他	7	8	1		
	小 計	9	10	1		
合 計			83	82	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.79 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 〃 23歳	24歳 〃 27歳	28歳 〃 31歳	32歳 〃 35歳	36歳 〃 39歳	40歳 〃 43歳	44歳 〃 47歳	48歳 〃 51歳	52歳 〃 55歳	56歳 〃 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 13	人 9	人 6	人 12	人 13	人 13	人 6	人 3	人 7	人 0	人 82

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	66	63	60	60	62	61	▲ 5 (▲ 7.6 %)
教 育	16	13	12	12	12	11	▲ 5 (▲ 31.3 %)
普通会計計	82	76	72	72	74	72	▲ 10 (▲ 12.2 %)
公営企業等会計計	11	13	11	9	9	10	▲ 1 (▲ 9.1 %)
総合計	93	89	83	81	83	82	▲ 11 (▲ 11.8 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 勤務時間・その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

2 その他の勤務条件

休暇制度

休暇の種類		事 由	取得期間
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	20日（前年に未使用日数がある場合、最大20日を繰越）
病欠休暇		負傷又は疾病のため療養をする必要がある場合	結核性疾患 最大1年 その他の疾患 最大90日
特別休暇	ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供等	そのつど必要と認める期間
	結婚休暇	職員が結婚した場合	結婚の日の前5日から後6か月の期間内における連続する5日
	出産休暇	出産予定である職員の申し出による	産前8週間（多胎妊娠14週間）、産後8週間
	育児時間	生後1年6か月未満の子を育てる場合	1日2回、1回30分
	生理休暇	生理により勤務することが著しく困難な場合	最大2日
	出産補助休暇	配偶者が出産する場合	2日
	子の看護休暇	中学校就学未満の子の看護のため	一の年において最大5日
	短期の介護休暇	配偶者、父母、子等（2週間以上疾病等によりに常時介護を必要とする状態にある者）の介護が必要な場合	一の年において最大5日
	忌引	親族の喪に遇った場合	続柄に応じて1日から10日
	父母の祭日	父母の追悼のための特別な行事のために勤務しないことが相当であると認められる場合	1日
	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等	7月から9月の期間内において、原則として連続する3日の範囲内
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、無報酬で行う社会貢献活動	一の年において最大5日
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学未満の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	産前6週間、産後8週間の期間内において最大5日
介護休暇		職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間

※特別休暇については、上記の他、「選挙権等の権利の行使」、「裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての出頭」、「災害による住居の滅失又は損壊」、「交通遮断」、「交通機関の事故」がある。

Ⅲ 職員研修の状況

地方公務員法において、職員には、勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、その研修は、任命権者が行うものとされています。

大刀洗町では、「地方公共団体は、研修の目的、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする」(地方公務員法第39条)の規定に従い「大刀洗町人材育成基本方針」「職員研修基本方針」を策定し、これに基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

職員研修の実施状況(平成27年度)

(単位:人)

研修区分	研修名	研修日数	参加人数
職場内研修	新規採用職員研修	1日	6
	行政手続制度研修	半日	71
	人権同和職員研修	半日	131
	メンタルヘルス研修	半日	71
職場外研修	福岡県市町村職員研修所	1～3日	45
	市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)	10泊11日	2
	福岡県企画・地域振興部市町村支援課実務研修	1年	1
	久留米市人事交流	1年	1

Ⅳ 職員の福祉の状況

1 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況や疾病を早期に発見するため、全職員を対象として定期健康診断を実施し、その結果に基づく保健指導を行っています。

職員健診の状況(平成27年度)

受診者数	81 人	町費負担額	486 千円
------	------	-------	--------

2 職員の福利厚生

町では、地方公務員法第42条に定めのある職員の福利厚生について、大刀洗町職員互助会を設置し、職員の福祉の増進に関する事業を実施しています。

福利厚生事業の概要

給付事業	結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金等の給付事業
厚生事業	文化・体育事業、地域活動(環境美化)事業、予防接種費用助成事業

公費負担の状況(平成27年度)

区 分	会員数	会員掛金総額	公費負担総額	公費負担割合
互 助 会	85 人	1,546 千円	408 千円	26.39 %